

↳ 相続税の連帯納付義務

Q : 私の夫は数年前に亡くなりました。子供もなく両親も他界していたため、相続は私と夫の兄弟二人でしました。遺産分割協議や相続税の申告納付もすべて済ませていましたが、最近になって税務署から、夫の兄弟の一人が相続税を支払っていないため私に連帯納付義務があるというお知らせが届きました。私には納付義務があるのでしょうか？

A : あなたには相続税の連帯納付義務がありますので、あなたが相続によって受けた利益の価額を限度として納付しなければなりません。

【解説】

相続税は、相続によって財産を取得した者に対し、その相続人が取得した財産について課される税です。しかし、一方で被相続人の財産に対して課せられるものですから、相続人が連帯して支払うべきという考え方もあり、同一の被相続人から相続により財産を取得した複数の相続人のうち誰かが相続税を納付しなかった場合には、その者以外の相続人がその相続により受けた利益の価額を限度として納付しなければならないとする連帯納付義務が課されています。したがって、貴方にもご主人の相続によって受けた利益の価額を限度として、兄弟の一人が納付しなかった相続税を納付する義務があります。

遺産分割の際には、このような連帯納付義務があることも考慮して慎重に行う必要があるでしょう。

